

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和元年6月28日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第2号

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則
(新潟県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 新潟県生活環境の保全等に関する条例施行規則(昭和47年新潟県規則第44号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前								
<p>(排出水の汚染状態及び量の測定等)</p> <p>第19条の2 条例第44条第1項の規定による排出水の汚染状態の測定及びその結果の記録並びに量の把握は、次の各号に定めるところにより行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 量の把握は、第1号の測定を行う際に、特定工場等の排水口において、<u>日本産業規格</u>K0094の8に定める測定法により行うこと。ただし、排水口の位置その他の事由により、この方法によることが困難であると認められる場合には、使用する水の量から推計する等の方法により把握することができること。</p> <p>2 (略)</p> <p>別表第2 (第5条関係)</p> <p>ばい煙に係る規制基準</p> <p>(1) ばいじんの規制基準</p> <table border="1"><tr><td>(略)</td></tr><tr><td>備考</td></tr><tr><td>1 この表に掲げるばいじんの量は、温度が零度であつて圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートル中に含まれるばいじんの量とし、<u>日本産業規格</u>Z8808に定める方法により測定される量として表示されたものとし、当該ばいじんの量には、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん(1時間につき合計6分間を<u>超えない</u>時間内に排出されるものに限る。)は含まれないものとする。</td></tr><tr><td>2 (略)</td></tr></table> <p>(2) 有害物質の規制基準</p>	(略)	備考	1 この表に掲げるばいじんの量は、温度が零度であつて圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートル中に含まれるばいじんの量とし、 <u>日本産業規格</u> Z8808に定める方法により測定される量として表示されたものとし、当該ばいじんの量には、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん(1時間につき合計6分間を <u>超えない</u> 時間内に排出されるものに限る。)は含まれないものとする。	2 (略)	<p>(排出水の汚染状態及び量の測定等)</p> <p>第19条の2 条例第44条第1項の規定による排出水の汚染状態の測定及びその結果の記録並びに量の把握は、次の各号に定めるところにより行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 量の把握は、第1号の測定を行う際に、特定工場等の排水口において、<u>日本工業規格</u>K0094の8に定める測定法により行うこと。ただし、排水口の位置その他の事由により、この方法によることが困難であると認められる場合には、使用する水の量から推計する等の方法により把握することができること。</p> <p>2 (略)</p> <p>別表第2 (第5条関係)</p> <p>ばい煙に係る規制基準</p> <p>(1) ばいじんの規制基準</p> <table border="1"><tr><td>(略)</td></tr><tr><td>備考</td></tr><tr><td>1 この表に掲げるばいじんの量は、温度が零度であつて圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートル中に含まれるばいじんの量とし、<u>日本工業規格</u>Z8808に定める方法により測定される量として表示されたものとし、当該ばいじんの量には、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行なう場合において排出されるばいじん(1時間につき合計6分間を<u>こえない</u>時間内に排出されるものに限る。)は含まれないものとする。</td></tr><tr><td>2 (略)</td></tr></table> <p>(2) 有害物質の規制基準</p>	(略)	備考	1 この表に掲げるばいじんの量は、温度が零度であつて圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートル中に含まれるばいじんの量とし、 <u>日本工業規格</u> Z8808に定める方法により測定される量として表示されたものとし、当該ばいじんの量には、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行なう場合において排出されるばいじん(1時間につき合計6分間を <u>こえない</u> 時間内に排出されるものに限る。)は含まれないものとする。	2 (略)
(略)									
備考									
1 この表に掲げるばいじんの量は、温度が零度であつて圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートル中に含まれるばいじんの量とし、 <u>日本産業規格</u> Z8808に定める方法により測定される量として表示されたものとし、当該ばいじんの量には、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん(1時間につき合計6分間を <u>超えない</u> 時間内に排出されるものに限る。)は含まれないものとする。									
2 (略)									
(略)									
備考									
1 この表に掲げるばいじんの量は、温度が零度であつて圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートル中に含まれるばいじんの量とし、 <u>日本工業規格</u> Z8808に定める方法により測定される量として表示されたものとし、当該ばいじんの量には、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行なう場合において排出されるばいじん(1時間につき合計6分間を <u>こえない</u> 時間内に排出されるものに限る。)は含まれないものとする。									
2 (略)									

<table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td>備考</td></tr> <tr><td>1 この表に掲げる有害物質の量は、温度が零度であつて圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートル中に含まれる有害物質の量とし、<u>日本産業規格K0105</u>に定める方法のうち吸光光度法又は<u>フッ素イオン電極法</u>により<u>フッ素</u>として測定される量として表示されたものとする。</td></tr> <tr><td>2・3 (略)</td></tr> </table> <p>別表第4 (第13条関係) 粉じんに係る特定施設の構造等に関する基準</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td>備考 この表に掲げるカドミウムの量は、温度が零度であつて圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートル中に含まれるカドミウムの量とし、<u>日本産業規格Z8808</u>に定める方法により採取し、原子吸光法、吸光光度法又はポーラログラフ法によりカドミウムとして測定される量として表示されたものとする。</td></tr> </table> <p>別表第9 (第23条関係) 騒音に係る規制基準</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td>備考</td></tr> <tr><td>1～4 (略)</td></tr> <tr><td>5 騒音の測定の方法は、当分の間、<u>日本産業規格Z8731</u>に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。 (1)～(4) (略)</td></tr> <tr><td>6・7 (略)</td></tr> </table>	(略)	備考	1 この表に掲げる有害物質の量は、温度が零度であつて圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートル中に含まれる有害物質の量とし、 <u>日本産業規格K0105</u> に定める方法のうち吸光光度法又は <u>フッ素イオン電極法</u> により <u>フッ素</u> として測定される量として表示されたものとする。	2・3 (略)	(略)	備考 この表に掲げるカドミウムの量は、温度が零度であつて圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートル中に含まれるカドミウムの量とし、 <u>日本産業規格Z8808</u> に定める方法により採取し、原子吸光法、吸光光度法又はポーラログラフ法によりカドミウムとして測定される量として表示されたものとする。	(略)	備考	1～4 (略)	5 騒音の測定の方法は、当分の間、 <u>日本産業規格Z8731</u> に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。 (1)～(4) (略)	6・7 (略)	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td>備考</td></tr> <tr><td>1 この表に掲げる有害物質の量は、温度が零度であつて圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートル中に含まれる有害物質の量とし、<u>日本工業規格K0105</u>に定める方法のうち吸光光度法又は<u>フッ素イオン電極法</u>により<u>フッ素</u>として測定される量として表示されたものとする。</td></tr> <tr><td>2・3 (略)</td></tr> </table> <p>別表第4 (第13条関係) 粉じんに係る特定施設の構造等に関する基準</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td>備考 この表に掲げるカドミウムの量は、温度が零度であつて圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートル中に含まれるカドミウムの量とし、<u>日本工業規格Z8808</u>に定める方法により採取し、原子吸光法、吸光光度法又はポーラログラフ法によりカドミウムとして測定される量として表示されたものとする。</td></tr> </table> <p>別表第9 (第23条関係) 騒音に係る規制基準</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td>備考</td></tr> <tr><td>1～4 (略)</td></tr> <tr><td>5 騒音の測定の方法は、当分の間、<u>日本工業規格Z8731</u>に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。 (1)～(4) (略)</td></tr> <tr><td>6・7 (略)</td></tr> </table>	(略)	備考	1 この表に掲げる有害物質の量は、温度が零度であつて圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートル中に含まれる有害物質の量とし、 <u>日本工業規格K0105</u> に定める方法のうち吸光光度法又は <u>フッ素イオン電極法</u> により <u>フッ素</u> として測定される量として表示されたものとする。	2・3 (略)	(略)	備考 この表に掲げるカドミウムの量は、温度が零度であつて圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートル中に含まれるカドミウムの量とし、 <u>日本工業規格Z8808</u> に定める方法により採取し、原子吸光法、吸光光度法又はポーラログラフ法によりカドミウムとして測定される量として表示されたものとする。	(略)	備考	1～4 (略)	5 騒音の測定の方法は、当分の間、 <u>日本工業規格Z8731</u> に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。 (1)～(4) (略)	6・7 (略)
(略)																							
備考																							
1 この表に掲げる有害物質の量は、温度が零度であつて圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートル中に含まれる有害物質の量とし、 <u>日本産業規格K0105</u> に定める方法のうち吸光光度法又は <u>フッ素イオン電極法</u> により <u>フッ素</u> として測定される量として表示されたものとする。																							
2・3 (略)																							
(略)																							
備考 この表に掲げるカドミウムの量は、温度が零度であつて圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートル中に含まれるカドミウムの量とし、 <u>日本産業規格Z8808</u> に定める方法により採取し、原子吸光法、吸光光度法又はポーラログラフ法によりカドミウムとして測定される量として表示されたものとする。																							
(略)																							
備考																							
1～4 (略)																							
5 騒音の測定の方法は、当分の間、 <u>日本産業規格Z8731</u> に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。 (1)～(4) (略)																							
6・7 (略)																							
(略)																							
備考																							
1 この表に掲げる有害物質の量は、温度が零度であつて圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートル中に含まれる有害物質の量とし、 <u>日本工業規格K0105</u> に定める方法のうち吸光光度法又は <u>フッ素イオン電極法</u> により <u>フッ素</u> として測定される量として表示されたものとする。																							
2・3 (略)																							
(略)																							
備考 この表に掲げるカドミウムの量は、温度が零度であつて圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートル中に含まれるカドミウムの量とし、 <u>日本工業規格Z8808</u> に定める方法により採取し、原子吸光法、吸光光度法又はポーラログラフ法によりカドミウムとして測定される量として表示されたものとする。																							
(略)																							
備考																							
1～4 (略)																							
5 騒音の測定の方法は、当分の間、 <u>日本工業規格Z8731</u> に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。 (1)～(4) (略)																							
6・7 (略)																							

(新潟県福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正)

第2条 新潟県福祉のまちづくり条例施行規則(平成8年新潟県規則第43号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

別表第2（第3条の2関係）

- 1 (略)
2 都市公園移動等円滑化基準

整備項目	整備基準
(略)	
8 掲示板及び標識	(1)・(2) (略) (3) 前号の標識は、表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容が日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合するもの）とすること。
(略)	

別表第3（第4条関係）

- 1 建築物（コンビニエンスストアを除く。）に関する整備基準

整備項目	整備基準
(略)	
9 標識	整備基準に適合する便所、障害者等用駐車施設又はエレベーターの付近には、次に定めるところにより、それぞれ、当該便所、障害者等用駐車施設又はエレベーターがあることを表示する標識を設けること。 (1) (略) (2) 表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容が日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合するもの）とすること。
(略)	

- 1の2・2 (略)

- 3 公園に関する整備基準

整備項目	整備基準
(略)	
8 掲示板及び標識	(1)・(2) (略) (3) 前号の標識は、表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容が日本産業規格Z8210に定められているときは、これに適合するもの）とすること。
(略)	

- 4 (略)

- 5 旅客施設に関する整備基準

整備項目	整備基準
(略)	
9 標識	(1) (略) (2) 前号の標識は、表示すべき内容が容易に識別できるもの（当

別表第2（第3条の2関係）

- 1 (略)
2 都市公園移動等円滑化基準

整備項目	整備基準
(略)	
8 掲示板及び標識	(1)・(2) (略) (3) 前号の標識は、表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容が日本工業規格Z8210に定められているときは、これに適合するもの）とすること。
(略)	

別表第3（第4条関係）

- 1 建築物（コンビニエンスストアを除く。）に関する整備基準

整備項目	整備基準
(略)	
9 標識	整備基準に適合する便所、障害者等用駐車施設又はエレベーターの付近には、次に定めるところにより、それぞれ、当該便所、障害者等用駐車施設又はエレベーターがあることを表示する標識を設けること。 (1) (略) (2) 表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容が日本工業規格Z8210に定められているときは、これに適合するもの）とすること。
(略)	

- 1の2・2 (略)

- 3 公園に関する整備基準

整備項目	整備基準
(略)	
8 掲示板及び標識	(1)・(2) (略) (3) 前号の標識は、表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容が日本工業規格Z8210に定められているときは、これに適合するもの）とすること。
(略)	

- 4 (略)

- 5 旅客施設に関する整備基準

整備項目	整備基準
(略)	
9 標識	(1) (略) (2) 前号の標識は、表示すべき内容が容易に識別できるもの（当

<p>該内容が日本産業規格 Z 8210に定められているときは、これに適合するもの) とすること。</p>	<p>該内容が日本工業規格 Z 8210に定められているときは、これに適合するもの) とすること。</p>
(略)	(略)

(新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例施行規則(平成17年新潟県規則第144号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前											
別表 (第4条関係)		別表 (第4条関係)											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">アスベスト排出等作業の種類</th> <th>作業基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">1 条例第2条第2号アに規定する作業(次項及び3の項に掲げるものを除く。)</td> <td style="vertical-align: top;">次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物に使用されている吹付けアスベスト等を除去し、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 (1) (略) (2) 作業場を負圧に保ち、作業場の排気に日本産業規格 Z 8122に定めるHEPAフィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。 (3)・(4) (略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	アスベスト排出等作業の種類	作業基準	1 条例第2条第2号アに規定する作業(次項及び3の項に掲げるものを除く。)	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物に使用されている吹付けアスベスト等を除去し、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 (1) (略) (2) 作業場を負圧に保ち、作業場の排気に日本産業規格 Z 8122に定めるHEPAフィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。 (3)・(4) (略)	(略)		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">アスベスト排出等作業の種類</th> <th>作業基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">1 条例第2条第2号アに規定する作業(次項及び3の項に掲げるものを除く。)</td> <td style="vertical-align: top;">次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物に使用されている吹付けアスベスト等を除去し、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 (1) (略) (2) 作業場を負圧に保ち、作業場の排気に日本工業規格 Z 8122に定めるHEPAフィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。 (3)・(4) (略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	アスベスト排出等作業の種類	作業基準	1 条例第2条第2号アに規定する作業(次項及び3の項に掲げるものを除く。)	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物に使用されている吹付けアスベスト等を除去し、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 (1) (略) (2) 作業場を負圧に保ち、作業場の排気に日本工業規格 Z 8122に定めるHEPAフィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。 (3)・(4) (略)	(略)	
アスベスト排出等作業の種類	作業基準												
1 条例第2条第2号アに規定する作業(次項及び3の項に掲げるものを除く。)	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物に使用されている吹付けアスベスト等を除去し、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 (1) (略) (2) 作業場を負圧に保ち、作業場の排気に日本産業規格 Z 8122に定めるHEPAフィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。 (3)・(4) (略)												
(略)													
アスベスト排出等作業の種類	作業基準												
1 条例第2条第2号アに規定する作業(次項及び3の項に掲げるものを除く。)	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物に使用されている吹付けアスベスト等を除去し、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 (1) (略) (2) 作業場を負圧に保ち、作業場の排気に日本工業規格 Z 8122に定めるHEPAフィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。 (3)・(4) (略)												
(略)													

附 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。